

2022年度の活動と成果は、次のとおりです。

1 「中皮腫を治せる病気にする」ことを含めた石綿救済法の改正要求と

「格差とすきまのない救済」の実現

①石綿健康被害救済基金を治療研究の開発・推進に活用

②療養手当増額・救済給付の遺族年金・一時金を創設

- ・ 2021年6月から法改正に向けた検討チームでの会議を2022年度も月に複数回設け、石綿健康被害救済小委員会などの対応について議論を重ねました。
- ・ 2022年6月から中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会が開催され、当会の関係役員（会長・小菅千恵子、全国事務局・右田孝雄）も委員として参画し議論をしてきました。小委員会のヒアリングでは、患者・家族・遺族から意見が述べられるとともに、治療研究の現状について医療関係者3名のヒアリング、給付内容を含め制度の抜本的な見直しについて法学者等2名のヒアリングが実施されました。私たちは「中皮腫を治せる病気」にするため、石綿健康被害救済基金から年間3億円程度を治療研究支援へ活用することを含めて国の支援体制の抜本的な見直しを求めました。また、遺族給付の創設を含め、現行の救済制度の給付水準・給付体系の見直しを含めた抜本的な改正（補償制度の創設）を求めました。これらについて、『中皮腫を治せる病気に！』と『アスベスト被害の新たな補償制度を！』の冊子を作成し、国会議員を含め、私たちの主張をひろく訴えてきました。小委員会では、中皮腫を治せる病気にするための施策の必要性が共有されるとともに、給付水準・体系のあり方については法学系委員から、環境省だけでなく他省庁や国会を巻き込んだ議論の必要性も提起されました。その他、小委員会では周知や肺がんの認定基準の問題などについて改善を求める提案をしてきました。
- ・ 上記の課題に関して、国会議員などの関係者に全国から会員が上京して陳情・面談をし、支援を要請しました。2022年6月10日の第208回国会参議院環境委員会で「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案」が審議・可決され、「石綿による

健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案」が全会一致で決議されました。

- ・ 2022年6月17日、私たちが要請をしていた「労災時効救済制度」などの請求期限について、石綿健康被害救済法が議員立法によって改正され、延長されました。
- ・ 2022年8月25日、私たちの要請を踏まえ、全国知事会（環境・エネルギー常任委員会 阿部本部長兼委員長（長野県知事））が令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望）【環境関係】の「6 アスベスト対策の推進について」において、「石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。」を要望しました。
- ・ 2022年9月、医療者を対象にオンライン上で「「中皮腫を治せる病気」にするためのご提案に関するアンケート」を実施し、頂いた回答内容を参考に小委員会に資料として提出しました。

2 中皮腫等の治療法の研究開発・ケアの充実

- ・ 2022年6月25日、相談役である岡部和倫医師（ベルランド総合病院呼吸器腫瘍外科部長）の記念講演を開催し、「中皮腫治療の現在地と石綿健康被害救済法の課題」について学習しました。
- ・ 2022年6月30日、鈴木敏夫医師（筑波大学医学医療系 臨床腫瘍学/腫瘍内科 専任講師）監修の「中皮腫や肺がんなどのアスベスト関連疾患とがん遺伝子パネル検査（がんゲノムパネル検査）」について解説記事をホームページで公開し、会報にも掲載するなどしました。
- ・ 2022年7月に中皮腫サポートキャラバン隊、国立がん研究センター希少がんセンターなどと連携し、「中皮腫啓発月間」の取り組みを実施しました。東北地域での講演会、障害年金や今後の中皮腫の治療展開などについてセミナーや動画配信を実施しました。

- ・ 2022年9月16日、米村豊医師（岸和田徳洲会病院 腹膜播種センター 播種性転移研究会）が執筆した英語論文「悪性腹膜中皮腫（Diffuse malignant peritoneal mesothelioma）について」の翻訳版をホームページに公開しました。
- ・ 2023年2月14日、医療ソーシャルワーカー・認定がん専門相談員の三浦恵里子さん（兵庫医科大学病院 医療社会福祉部）からの寄稿「中皮腫や肺がんなどのアスベスト疾患における「がん相談支援センター」の役割」をホームページに公開しました。
- ・ 2023年3月29日、「特定非営利活動法人 日本石綿・中皮腫学会」（理事長 関戸好孝）、「特定非営利活動法人 中皮腫サポートキャラバン隊」（共同代表 右田孝雄）とともに「厚生労働大臣および環境大臣に対して「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫におけるニボルマブ（商品名：オプジーボ）の早期承認と「中皮腫を治る病気」にするための治療法確立に向けた支援を求める要望書」を提出しました。国会議員の同席のもと、厚生労働省の医薬・生活衛生局長に患者・家族のおかれている現状と早期承認を求めました。あわせて、626筆の「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫に対して、オプジーボ（ニボルマブ）の早期承認を求める賛同署名」を提出しました。
- ・ NPO法人肺がん患者の会ワンステップのYouTubeチャンネルにおいて、「アスベスト肺がん」の問題について情報発信をしました。

3 会員等への情報伝達

- ・ ホームページ、LINE、YouTube、メールマガジン、会報を通じて情報の発信に努めました。毎月（8月除く）、会報の発行を行いました。会報・会合などを通じ、情報収集・発信につとめました。中皮腫患者の方々の経験談や石綿健康被害救済法改正に向けた取り組み、建設アスベスト訴訟等に関する活動、肺がん患者会の情報を掲載しました。
- ・ 患者と家族の会、中皮腫サポートキャラバン隊の関係者が、相談役の大島寿美子教授（北星学園大学）のご支援を受けて受講したピアサポート講座を通じて、『中皮腫とともに生きる 希少・難治性がん患者と家族の26の「ものがたり」』を発行しました。

4 交流と支部活動

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が完全に払拭されない中で各支部が感染状況等に留意し、「集い」や「交流会」などを開催しました。一部の支部ではオンラインツールを使用して交流等を行いました。
- ・ オンラインによる「遺族サロン」を毎月、開催しました。

5 会議と他団体との交流

- ・ NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊、NPO法人肺がん患者の会ワンステップなどと交流、中皮腫啓発月間などのキャンペーンの取り組みを進めてきました。
- ・ 建設アスベスト訴訟判決後に制度として運用が始まった建設アスベスト給付金などに関して関係者と情報を共有し、会報などを通じて支援を呼びかけました。
- ・ 一般社団法人 中皮腫治療推進基金（代表理事：中川和彦医師（近畿大学医学部））のホームページに会長、副会長らが賛同のメッセージを提供しました。

6 相談活動

- ・ 本部および支部世話人、事務局による日常的な相談活動のほか、2022年12月15日と16日に厚生労働省の「石綿労災認定事業場」の公開に合わせてホットラインを実施し、288件の相談を受けました。

第3号議案 2023年度 活動方針（案）

今年度は、次のような活動を行います。

1 「中皮腫を治せる病気にする」ことを含めた石綿救済法の改正要求と

「格差とすきまのない救済」の実現

- ・今年度も開催が予定されている中央環境審議会環境保健部会石綿環境被害救済小委員会において、
 - ①石綿健康被害救済基金を治療研究の開発・推進に活用していくことを含めた中皮腫の治療法確立のための研究推進
 - ②療養手当増額・救済給付の遺族年金・一時金を創設その他、労災制度や救済制度等での認定率の向上のための周知の実施、中皮腫の救済給付通院費支給、労災給付基礎日額の低額是正、労災時効救済制度の延長、肺がん認定・判定基準の改正、救済給付指定疾病への「石綿肺合併症」の追加、死亡診断書の27年間の保存と人口動態統計調査票の活用による救済拡大などの課題についても改善を求めていきます。
- ・上記課題について、省庁との交渉や国会議員への陳情によって実現を目指します。

2 中皮腫の治療法の研究開発・ケアの充実

- ・「中皮腫を治せる病気にする」ための取り組みを進めます。
- ・中皮腫治療の推進に向けて、関係省庁に対して研究機関などへの支援強化を求めます。とりわけ、石綿健康被害救済基金の活用を含めて国会議員、関係省庁に強く求めていきます。
- ・専門家による講演会等を開催し、情報発信に努めます。

3 会員を含む被災者・家族への情報伝達

- ・ホームページと会報を充実させ、各支部の紹介・報告・広報を積極的に行います。療養中の方の情報発信・患者交流をさらに図っていきます。

4 交流と支部活動

- ・ 患者と家族・遺族の交流を進めます。定期的に支部活動を行い、会の目的を実行します。
- ・ がん患者支援団体等と連携し、正確かつ積極的な情報発信ができるよう努めます。

5 会議と他団体との交流

- ・ 役員会・役員研修会を開催し、NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊、NPO法人肺がん患者の会ワンステップ、一般社団法人中皮腫治療推進基金などと連携して活動を発展させます。

6 相談活動

- ・ 未組織地域での相談活動や年末ホットラインに継続して取り組みます。相談活動の工夫した周知が相談件数の増加と結びついていることは、各種ホットラインの昨年度の経験から明らかです。アスベスト被害者救済に取り組む個人や団体と最大限の協力・連携を図り、切れ目のない相談の継続と報道関係者への周知を徹底していきます。

会員数（4月29日現在）

個人正 539人 個人賛助 128人 団体賛助 10団体